

第 133 号 (令和 5 年 4 月 25 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**【規則】**

- △ 横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課】 4
- △ 横浜市外国旅行の旅費に関する規則の一部を改正する規則【総務局労務課】 5
- △ 横浜市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則【にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課】 6

**【告示】**

- △ 指定納付受託者の指定【財政局徴収対策課】 7
- △ 附属機関の名称【市民局市民情報課】 8
- △ 横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場使用料の収納事務の委託【市民局地域施設課】 17
- △ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】 18
- △ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認辞退【こども青少年局こども施設整備課】 19
- △ 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】 20
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 21
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 22
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 23
- △ 児童福祉施設の廃止承認【こども青少年局こども施設整備課】 24
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 25
- △ 幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】 26
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 27
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 28
- △ 横浜市戸塚斎場小動物焼却施設使用料及び手数料収納事務の委託【健康福祉局環境施設課】 29
- △ 「研修受講券」売払代金収納事務の委託【健康福祉局障害施策推進課】 30
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局こころの健康相談センター】 31
- △ 同 【健康福祉局こころの健康相談センター】 32
- △ 廃棄物（南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場搬入）処理手数料の収納事務の委託【資源循環局処分地管理課】 33
- △ 建設発生土搬入整理券売払代金収納事務の委託【港湾局新本牧事業推進課】 34

△ 横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】	35
△ タッチークングッズ売払代金の収納事務の委託【栄区区政推進課】	36
<b>[公告]</b>	
△ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	37
△ 同【環境創造局水・土壤環境課】	38
△ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壤環境課】	39
△ 同【環境創造局水・土壤環境課】	40
△ 同【環境創造局水・土壤環境課】	41
△ 同【環境創造局水・土壤環境課】	42
△ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	43
△ 建築許可申請に係る公開による意見の聴取の開催【建築局市街地建築課】	44
△ 建築協定の認可【建築局建築企画課】	45
△ 横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の縦覧【建築局都市計画課】	46
△ 同【建築局都市計画課】	47
△ 横浜国際港都建設公園事業の事業計画変更に係る図書の縦覧【建築局都市計画課】	48
△ 同【建築局都市計画課】	49
△ 同【建築局都市計画課】	50
△ 同【建築局都市計画課】	51
△ 横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の縦覧【建築局都市計画課】	52
△ 同【建築局都市計画課】	53
△ 同【建築局都市計画課】	54
△ 同【建築局都市計画課】	55
△ 横浜国際港都建設道路事業の変更に係る事業の施行【建築局都市計画課】	56
△ 横浜国際港都建設都市高速鉄道事業の事業計画変更に係る図書の縦覧【建築局都市計画課】	57
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	58
△ 同【建築局調整区域課】	59
△ 同【建築局調整区域課】	60
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	61
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	62
△ 同【建築局建築指導課】	63
△ 同【建築局建築指導課】	64
△ 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所【都市整備局市街地整備調整課】	65
△ 土地区画整理組合の定款変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	66
<b>[区告示]</b>	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【戸塚区地域振興課】	67
△ 同【戸塚区地域振興課】	68
<b>[水道局]</b>	
△ 横浜市水道局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	69
<b>[市選挙管理委員会]</b>	
△ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】	70

[正誤]

72

---

規 則

---

横 浜 市 ス ポ ー ツ 施 設 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を 定 め  
る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 5 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 41 号

横 浜 市 ス ポ ー ツ 施 設 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期  
日 を 定 め る 規 則

横 浜 市 ス ポ ー ツ 施 設 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ( 令 和 3 年 12 月 横  
浜 市 条 例 第 56 号 ) は 、 令 和 5 年 6 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市外国旅行の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 42 号

横浜市外国旅行の旅費に関する規則の一部を改正する規則

横浜市外国旅行の旅費に関する規則（昭和 35 年 5 月横浜市規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 12 項中「職員が」の次に「外国の在勤地において死亡し、又は」を加える。

第 12 条を第 13 条とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（遺族に支給する旅費の種類）

第 12 条 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から 3 月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族に対し、次に掲げる旅費を支給する。

(1) 移転料

(2) 扶養親族移転料

(3) 旧任地から帰住地（外国に帰住する場合は、本邦における外国への出発地）までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料

2 第 3 条、第 4 条、第 6 条及び第 9 条の規定にかかわらず、前項第 3 号に規定する旅費の支給額及び支給方法は、支給の都度、国家公務員の例に準じて市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この規則による改正後の横浜市外国旅行の旅費に関する規則第 2 条第 12 項及び第 12 条の規定は、令和 5 年 1 月 1 日以後に外国在勤の職員が死亡した場合の旅費の支給について適用する。

横浜市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 43 号

横浜市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市スポーツ施設条例施行規則（平成 20 年 3 月横浜市規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条を第 14 条とし、第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（横浜国際プールのスポーツフロア及びたきがしら会館の体育室に係る年間利用計画書の提出）

第 13 条 条例第 16 条第 1 項の規定により申出を行う指定団体は、1 月から 3 月までの利用にあつては前年の、4 月から 12 月までの利用にあつては当該年のそれぞれ 1 月 31 日までに利用目的、利用日時その他指定管理者が指示する事項を記載した横浜国際プールのスポーツフロア又はたきがしら会館の体育室の年間利用計画書を指定管理者に提出するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの横浜国際プールのスポーツフロア又はたきがしら会館の体育室の年間利用計画書についてのこの規則による改正後の横浜市スポーツ施設条例施行規則第 13 条の規定の適用については、同条中「1 月から 3 月までの利用にあつては前年の、4 月から 12 月までの利用にあつては当該年のそれぞれ 1 月 31 日」とあるのは、「令和 5 年 6 月 15 日」とする。

---

告示

---

横浜市告示第 282 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定納付受託者の名称
  - (1) 株式会社ジェーシービー
  - (2) 三井住友カード株式会社
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
  - (1) 東京都港区南青山 5 丁目 1 番 22 号
  - (2) 東京都江東区豊洲 3 丁目 2 番 31 号
- 3 指定納付受託者を指定した日  
令和 5 年 4 月 1 日
- 4 指定納付受託者に納付させる歳入  
クレジット納付による納税者からの市税納付
- 5 指定納付受託者に納付させる期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 283 号

附属機関の名称

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条の規定により、会議の公開の対象とする附属機関は、次のとおりである。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

附属機関

- 横浜市大都市自治研究会
- 横浜国際港都建設審議会
- 横浜市男女共同参画審議会
- 横浜市民間資金等活用事業審査委員会
- 横浜市公立大学法人評価委員会
- 横浜市防災会議
- 横浜市国民保護協議会
- 横浜市市庁舎商業施設運営事業者選定評価委員会
- 横浜市行政不服審査会
- 横浜市不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会
- 横浜市特別職職員議員報酬等審議会
- 横浜市衛生管理審査委員会
- 横浜市公務災害補償等審査会
- 横浜市公務災害補償等認定委員会
- 横浜市外郭団体等経営向上委員会
- 横浜市税制調査会
- 横浜市入札等監視委員会
- 横浜市財産評価審議会
- 横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会
- 横浜市公共事業評価委員会
- ヨコハマ国際まちづくり推進委員会
- 横浜市個人情報保護審議会
- 横浜市情報公開・個人情報保護審査会
- 横浜市いじめ問題調査委員会
- 横浜市市民協働推進委員会
- 横浜市広報企画審議会
- 横浜市住居表示審議会
- 横浜市スポーツ推進審議会
- 横浜市創造界限形成推進委員会
- 横浜文化賞選考委員会
- 横浜市美術資料収集審査委員会
- 横浜市新技術開発等支援事業審査会

横浜市大規模小売店舗立地審議会  
 横浜市消費生活審議会  
 横浜市駐留軍関係離職者等対策協議会  
 横浜市勤労者福祉共済運営審議会  
 横浜マイスタ一選考委員会  
 横浜市中央卸売市場開設運営協議会  
 横浜市児童福祉審議会  
 横浜市子ども・子育て会議  
 横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会  
 横浜市社会福祉審議会  
 横浜市墓地等設置紛争調停委員会  
 横浜市福祉調整委員会  
 横浜市社会福祉法人施設審査会  
 横浜市福祉のまちづくり推進会議  
 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会  
 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に  
 関する審議会  
 横浜市災害弔慰金等支給審査委員会  
 横浜市民生委員推薦会  
 横浜市国民健康保険運営協議会  
 横浜市国民健康保険障害児育児手当金障害程度審査委員会  
 横浜市小児慢性特定疾病審査会  
 横浜市障害者施策推進協議会  
 横浜市障害支援区分認定審査会  
 横浜市精神保健福祉審議会  
 横浜市障害者差別の相談に関する調整委員会  
 横浜市精神医療審査会  
 よこはま多世代・地域交流型住宅整備・運営事業者選定等委員会  
 横浜市介護認定審査会  
 横浜市介護保険運営協議会  
 横浜市予防接種事故対策調査会  
 横浜市感染症診査協議会  
 横浜市墓地等設置財務状況審査会  
 人と動物との共生推進よこはま協議会  
 食の安全・安心推進横浜会議  
 横浜市医療安全推進協議会  
 横浜市公害健康被害認定審査会  
 横浜市公害健康被害診療報酬審査会  
 健康横浜 21 推進会議  
 よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会

横浜市指定難病審査会  
 横浜市衛生研究所倫理審査委員会  
 横浜市保健医療協議会  
 横浜市救急医療検討委員会  
 横浜市立病院経営評価委員会  
 横浜市環境創造審議会  
 横浜みどりアップ計画市民推進会議  
 横浜環境活動賞審査委員会  
 横浜市環境影響評価審査会  
 横浜市協働の森基金審査委員会  
 横浜市公園公民連携推進委員会  
 横浜市下水道事業経営研究会  
 横浜市水洗化紛争仲介委員会  
 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会  
 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会  
 横浜市資源循環局保土ヶ谷工場再整備技術提案等評価委員会  
 横浜市都市計画審議会  
 横浜市住宅政策審議会  
 横浜市市営住宅等入居者選考審議会  
 横浜市環境配慮型住宅及び持続可能な住宅地整備事業者選定委員  
 会  
 横浜市建築審査会  
 横浜市開発審査会  
 横浜市建築・開発紛争調停委員会  
 横浜市建築物環境配慮評価認証委員会  
 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会  
 横浜市 E S C O 事業提案審査委員会  
 横浜市土地利用審査会  
 横浜市都市美対策審議会  
 横浜市地域まちづくり推進委員会  
 横浜市屋外広告物審議会  
 横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第 1  
 期地区土地区画整理審議会  
 横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理審議会  
 横浜市旧上瀬谷通信施設地区活用事業審査委員会  
 横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理審議会  
 横浜市交通安全対策会議  
 横浜市自転車等施策検討協議会  
 横浜市自転車駐車場管理運営業務評価委員会  
 横浜市道路高架下等利用計画検討会

- 横浜市道路トンネル工事技術提案等評価委員会
- 横浜市港湾審議会
- 横浜市埋立事業用地処分等事業者選定等委員会
- 横浜市山下ふ頭再開発検討委員会
- 横浜市救急業務検討委員会
- 横浜市水道局衛生管理審査委員会
- 横浜市交通局衛生管理審査委員会
- 横浜市営交通経営審議会
- 横浜市社会教育委員会
- 横浜市文化財保護審議会
- 横浜市教職員第一健康審査会
- 横浜市教職員第二健康審査会
- 横浜市学校規模適正化等検討委員会
- 横浜市教科書取扱審議会
- 横浜市就学奨励対策審議会
- 横浜市学校保健審議会
- 横浜市いじめ問題専門委員会
- 指定管理者選定評価委員会等
- 横浜市男女共同参画センター一指定管理者選定評価委員会
- 横浜市庁舎駐車場指定管理者選定評価委員会
- 横浜市上郷・森の家指定管理者選定評価委員会
- 横浜市スポーツ施設等指定管理者選定評価委員会
- 横浜市市民文化会館関内ホール指定管理者選定評価委員会
- 横浜美術館指定管理者選定評価委員会
- 横浜市民ギャラリー一指定管理者選定評価委員会
- 横浜市民ギャラリー一あざみ野指定管理者選定評価委員会
- 横浜市民陶芸センター一指定管理者選定評価委員会
- 横浜市長浜ホール指定管理者選定評価委員会
- 横浜市民大倉山記念館指定管理者選定評価委員会
- 横浜市民プラザ指定管理者選定評価委員会
- 横浜市民大佛次郎記念館指定管理者選定評価委員会
- 横浜市民能楽堂指定管理者選定評価委員会
- 横浜市民久良岐能舞台指定管理者選定評価委員会
- 横浜市民みなとみらいホール一指定管理者選定評価委員会
- 横浜市民芸能センター一指定管理者選定評価委員会
- 横浜市民形の家指定管理者選定評価委員会
- 横浜市民消費生活総合センター一指定管理者選定評価委員会
- 横浜市民技能文化会館指定管理者選定評価委員会
- 横浜市民青少年施設指定管理者選定評価委員会
- 横浜市民青少年野外活動センター一指定管理者選定評価委員会

横浜市子ども科学館指定管理者選定評価委員会  
 横浜市地域療育センタータ一指定管理者選定委員会  
 横浜市社会福祉センタータ一指定管理者選定評価委員会  
 横浜市福祉保健研修交流センタータ一指定管理者選定評価委員会  
 横浜市保護施設指定管理者選定委員会  
 横浜市寿生活館指定管理者選定評価委員会  
 横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会  
 横浜市寿町健康福祉交流センタータ一指定管理者選定評価委員会  
 横浜市障害者スポーツ文化センタータ一指定管理者選定評価委員会  
 横浜市総合リハビリテーションセンタータ一指定管理者選定評価委員会  
 横浜市障害者研修保養センタータ一指定管理者選定評価委員会  
 横浜市つたのは学園及び中山みどり園指定管理者選定委員会  
 横浜市精神障害者生活支援センタータ一指定管理者選定評価委員会  
 横浜市高齢者保養研修施設指定管理者選定評価委員会  
 横浜市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム指定管理者選定委員会  
 横浜市スポーツ医学科学センタータ一指定管理者選定評価委員会  
 横浜市総合保健医療センタータ一指定管理者選定評価委員会  
 横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会  
 横浜市救急医療センタータ一指定管理者選定評価委員会  
 横浜市自然観察の森指定管理者選定評価委員会  
 横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会  
 横浜市動物園等指定管理者選定評価委員会  
 横浜市市営住宅等指定管理者選定評価委員会  
 横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者選定評価委員会  
 横浜市物流等関連施設等指定管理者選定評価委員会  
 横浜市海づり施設等指定管理者選定評価委員会  
 横浜市大さん橋等指定管理者選定評価委員会  
 横浜市鶴見区地区センター及び横浜市鶴寿荘指定管理者選定委員会  
 横浜市鶴見公会堂指定管理者選定委員会  
 横浜市鶴見スポーツセンタータ一指定管理者選定委員会  
 横浜市鶴見区民文化センタータ一指定管理者選定評価委員会  
 横浜市白幡公園子どもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市鶴見区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市鶴見区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市神奈川区地区センタータ一指定管理者選定委員会  
 横浜市神奈川公会堂指定管理者選定委員会  
 横浜市神奈川スポーツセンタータ一指定管理者選定委員会

横浜市神奈川区民文化センター一指定管理者選定評価委員会  
 横浜市うらしま荘指定管理者選定委員会  
 横浜市神大寺中央公園こどもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市神奈川区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市神奈川区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市西区地区センター一及び横浜市西公会堂指定管理者選定委員  
 会  
 横浜市西スポーツ一ツセンター一指定管理者選定委員会  
 横浜市野毛山荘指定管理者選定委員会  
 横浜市境之谷公園こどもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市西区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市西区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市中区地区センター一指定管理者選定委員会  
 横浜市開港記念会館指定管理者選定委員会  
 横浜市中山スポーツ一ツセンター一指定管理者選定委員会  
 横浜市麦田清風荘指定管理者選定委員会  
 横浜市柏葉公園こどもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市中区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市南区地区センター一及び横浜市南寿荘指定管理者選定委員会  
 横浜市南公会堂指定管理者選定委員会  
 横浜市南スポーツ一ツセンター一指定管理者選定委員会  
 横浜市永田みなみ台公園こどもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市港南区地区センター一指定管理者選定委員会  
 横浜市港南公会堂指定管理者選定委員会  
 横浜市港南スポーツ一ツセンター一指定管理者選定委員会  
 横浜市港南区民文化センター一指定管理者選定評価委員会  
 横浜市蓬萊荘指定管理者選定委員会  
 横浜市港南台北公園こどもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市港南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ及び横浜市上永谷駅前コミュニ  
 ティハウズ指定管理者選定委員会  
 横浜市港南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市保土ヶ谷地区センター一指定管理者選定委員会  
 横浜市保土ヶ谷公会堂指定管理者選定委員会  
 横浜市保土ヶ谷スポーツ一ツセンター一指定管理者選定委員会  
 横浜市狩場緑風荘指定管理者選定委員会  
 横浜市川島町公園こどもログハウス指定管理者選定委員会

横浜市保土ヶ谷区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市保土ヶ谷区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市旭区地区セクタ指定管理者選定委員会  
 横浜市旭公会堂指定管理者選定委員会  
 横浜市旭スポーツ一ツセンタ一指定管理者選定委員会  
 横浜市旭区民文化センタ一指定管理者選定評価委員会  
 横浜市福寿荘指定管理者選定委員会  
 横浜市上白根大池公園こどもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市旭区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市旭区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市磯子区地区セクタ一及び横浜市喜楽荘指定管理者選定委員  
 会  
 横浜市磯子公会堂指定管理者選定委員会  
 横浜市磯子スポーツ一ツセンタ一指定管理者選定委員会  
 横浜市磯子区民文化センタ一指定管理者選定評価委員会  
 横浜市洋光台駅前公園こどもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市磯子区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市磯子区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市金沢区地区セクタ指定管理者選定委員会  
 横浜市金沢公会堂指定管理者選定委員会  
 横浜市金沢スポーツ一ツセンタ一指定管理者選定委員会  
 横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会  
 横浜市富岡八幡公園こどもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市金沢区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニテイハウス指  
 定管理者選定委員会  
 横浜市金沢区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市港北区地区セクタ一指定管理者選定委員会  
 横浜市港北公会堂指定管理者選定委員会  
 横浜市港北スポーツ一ツセンタ一指定管理者選定委員会  
 横浜市港北区民文化センタ一指定管理者選定評価委員会  
 横浜市菊名寿楽荘指定管理者選定委員会  
 横浜市綱島公園こどもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市港北区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニテイハウス指  
 定管理者選定委員会  
 横浜市港北区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市緑区地区セクタ一指定管理者選定委員会  
 横浜市緑公会堂指定管理者選定委員会  
 横浜市緑スポーツ一ツセンタ一指定管理者選定委員会

横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会  
 横浜市緑ほのぼの荘指定管理者選定委員会  
 横浜市霧が丘公園こどもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市緑区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市青葉区地区センター指定管理者選定委員会  
 横浜市青葉公会堂及び横浜市青葉スポーツセンター指定管理者選  
 定委員会  
 横浜市青葉区民文化センター指定管理者選定評価委員会  
 横浜市ユートピア青葉指定管理者選定委員会  
 横浜市美しが丘公園こどもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市青葉区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市青葉区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市都筑区地区センター及び横浜市つづき緑寿荘指定管理者選  
 定委員会  
 横浜市都筑公会堂指定管理者選定委員会  
 横浜市都筑スポーツセンター指定管理者選定委員会  
 横浜市鴨池公園こどもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市都筑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市都田地域ケアプラザ及び横浜市都田地区センター指定管理  
 者選定委員会  
 横浜市都筑区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市戸塚区地区センター及び横浜市戸塚公会堂指定管理者選定  
 委員会  
 横浜市戸塚スポーツセンター指定管理者選定委員会  
 横浜市戸塚区民文化センター指定管理者選定評価委員会  
 横浜市戸塚柏桜荘指定管理者選定委員会  
 横浜市踊場公園こどもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市戸塚区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市戸塚区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市栄区地区センター指定管理者選定委員会  
 横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター指定管理者選定委  
 員会  
 横浜市栄区民文化センター指定管理者選定評価委員会  
 横浜市翠風荘指定管理者選定委員会  
 横浜市桂山公園こどもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市栄区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区センター指  
 定管理  
 者選定委員会  
 横浜市栄区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会

横浜市泉区地区センター指定管理者選定委員会  
 横浜市泉公会堂指定管理者選定委員会  
 横浜市泉スポーツセンター指定管理者選定委員会  
 横浜市泉区民文化センター指定管理者選定評価委員会  
 横浜市泉寿荘指定管理者選定委員会  
 横浜市いずみ台公園こどもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市泉区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市泉区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市瀬谷区地区センター及び横浜市瀬谷和楽荘指定管理者選定  
 委員会  
 横浜市瀬谷公会堂指定管理者選定委員会  
 横浜市瀬谷スポーツセンター指定管理者選定委員会  
 横浜市瀬谷区民文化センター指定管理者選定評価委員会  
 横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市瀬谷区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市立みなと赤十字病院指定管理者選定委員会  
 横浜市立脳卒中・神経脊髄センター介護老人保健施設指定管理者  
 選定委員会  
 横浜市少年自然の家指定管理者選定評価委員会  
 横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会  
 横浜市社会教育コナ指定管理者選定評価委員会  
 横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会  
 横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会

横 浜 市 告 示 第 284 号

横 浜 市 瀬 谷 区 総 合 庁 舎 駐 車 場 使 用 料 の 収 納 事 務 の 委 託  
 地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定  
 に よ り 、 横 浜 市 瀬 谷 区 総 合 庁 舎 駐 車 場 使 用 料 の 収 納 事 務 を 次 の と お  
 り 委 託 し た 。

令 和 5 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
株 式 会 社 ハ リ マ ビ ス テ ム 代 表 取 締 役 免 出 一 郎	西 区 み な と み ら い 二 丁 目 2 番 1 号	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 285 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・  
確認

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	みらいつばさ片倉町保育園
設置者	株式会社みらいつばさ
所在地	神奈川区片倉二丁目 22 番 5 号

横浜市告示第 286 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認  
 辞退

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 37 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 48 条の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	令和 5 年 3 月 31 日
確認辞退年月日	令和 5 年 3 月 31 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	保育ルーム元町中華街
設置者	社会福祉法人中日会
所在地	中区山下町 112 番地の 1

横浜市告示第 287 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認  
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・  
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、  
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	キッズハーモニー・ほどがや
設置者	株式会社 パソナフオスター
所在地	保土ヶ谷区岩井町 143 番地の 2

横浜市告示第 288 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認  
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・  
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、  
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	キッズフォレ綱島
設置者	株式会社キッズフォレ
所在地	港北区綱島西一丁目 21 番 5 号

横浜市告示第 289 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認  
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・  
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、  
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	にじいろ保育園鴨居
設置者	ライクキッズ株式会社
所在地	緑区鴨居一丁目 15 番 8 号

横浜市告示第 290 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認  
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・  
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、  
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	舞岡保育園
設置者	社会福祉法人石狩友愛福祉会
所在地	戸塚区舞岡町 1,956 番地

横浜市告示第 291 号

児童福祉施設の廃止承認

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 38 条第 3 項の規定により、児童福祉施設の廃止を承認した。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

承認年月日	令和 5 年 3 月 31 日
廃止年月日	令和 5 年 3 月 31 日
施設種別	保育所
施設名称	荏田北保育園
所在地	青葉区荏田北三丁目 6 番地 14

横浜市告示第 292 号

児童福祉施設の廃止承認

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 38 条第 3 項の規定により、児童福祉施設の廃止を承認した。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

承認年月日	令和 5 年 3 月 31 日
廃止年月日	令和 5 年 3 月 31 日
施設種別	保育所
施設名称	Y M C A 東とつか保育園
所在地	戸塚区上品濃 1 番 15 号

横浜市告示第 293 号

幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置  
認可・確認

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 6 項の規定により、幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	幼保連携型認定こども園
施設名称	認定こども園 上の原幼稚園
設置者	学校法人金子学園
所在地	旭区小高町 56 番地の 2

横浜市告示第 294 号

幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置  
認可・確認

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 6 項の規定により、幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	幼保連携型認定こども園
施設名称	荏田北幼保連携型認定こども園
設置者	社会福祉法人さつき福祉会
所在地	青葉区荏田北三丁目 6 番地の 14

横浜市告示第 295 号

幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置  
認可・確認

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 6 項の規定により、幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	幼保連携型認定こども園
施設名称	幼保連携型認定こども園 Y M C A 東とつか 保育園
設置者	社会福祉法人横浜 Y M C A 福祉会
所在地	戸塚区上品濃 1 番 15 号

横 浜 市 告 示 第 296 号

横 浜 市 戸 塚 斎 場 小 動 物 焼 却 施 設 使 用 料 及 び 手 数 料 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 横 浜 市 戸 塚 斎 場 小 動 物 焼 却 施 設 使 用 料 及 び 手 数 料 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 5 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
富 士 建 設 工 業 株 式 会 社 代 表 取 締 役 鳴 海 利 彦	新 潟 市 北 区 島 見 町 3, 307 番 地 の 16	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 第 297 号

「 研 修 受 講 券 」 売 払 代 金 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定  
 に よ り 、 「 研 修 受 講 券 」 売 払 代 金 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た

。

令 和 5 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
公 益 社 団 法 人 かな が わ 福 祉 サ ー ビ ス 振 興 会 代 表 理 事 瀬 戸 恒 彦	中 区 山 下 町 23 番 地	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 298 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 4 年 12 月 13 日	(新)まゆみ薬局	南区宮元町 2 丁目 36 番地	薬局
	(旧)有限会社まゆみ 薬局		
同	(新)まゆみ薬局 井 土ヶ谷店	南区永田東一丁目 3 番 20 号	同
	(旧)有限会社まゆみ 薬局 井土ヶ谷店		
令和 5 年 1 月 1 日	日本調剤戸塚薬局	(新)戸塚区汲沢町 87 番地	同
		(旧)戸塚区汲沢町 55 番地	
同	(新)日本調剤弘明寺 薬局	南区弘明寺町 134 番地	同
	(旧)スーパードラッ グタロー薬局		
令和 4 年 12 月 1 日	(新)NEXT FLOW W 訪問看護 つづき	都筑区仲町台一丁 目 2 番 20 号	訪問看護
	(旧)NEXT FLOW W		

横浜市告示第 299 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 1 月 1 日	(新)おおふな駅前薬局	栄区笠間一丁目 1 番 1 号	薬局
	(旧)徳陽調剤薬局		
令和 5 年 2 月 1 日	(新)港南台ライム薬局	南区港南台七丁目 42 番 30 号	同
	(旧)オオミ薬局		
令和 5 年 1 月 1 日	ひと花訪問看護リハビリステーション	(新)旭区東希望が丘 105 番地の 1	訪問看護
		(旧)旭区柏町 126 番地の 2	
同	メディカルケアステーションあおと	(新)緑区北八朔町 6 番地の 52	同
		(旧)緑区青砥町 879 番地の 2	
同	あい訪問看護・リハビリステーション	(新)磯子区上町 1 番 28 号	同
		(旧)磯子区丸山一丁目 15 番 1 号	
令和 4 年 4 月 1 日	にじいろ訪問看護ステーション	(新)緑区台村町 341 番地の 2	同
		(旧)緑区中山五丁目 3 番 1 号	
令和 元年 11 月 25 日	社会福祉法人中川徳生会エヌアイ在宅サービスステーション	(新)青葉区市ケ尾町 25 番地の 6	同
		(旧)青葉区市ケ尾町 25 番地の 7	

横 浜 市 告 示 第 300 号

廃棄物（南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場搬入）処理  
 手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定  
 により、廃棄物（南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場搬入）処理  
 手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市資源循環公社 理事長 中山雅仁	中区尾上町 1 丁目 8 番地	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 301 号

建設発生土搬入整理券売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、建設発生土搬入整理券売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜港埠頭株式会社 代表取締役社長 伊 東 慎 介	中区山下町 2 番地	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 302 号

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 港 湾 施 設 の 告 示 の 一 部 改 正

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 港 湾 施 設 の 告 示 ( 平 成 31 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 102 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し、 令 和 5 年 4 月 28 日 から 施 行 す る。

令 和 5 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 7 項 第 1 号 の 表 中

「

金 沢 水 際 線 緑 地	金 沢 区 福 浦 一 丁 目 ほか	便 所、 散 策 路、 広 場、 植 栽 等	98,441
---------------	-----------------------	---------------------------	--------

」

を

「

金 沢 水 際 線 緑 地	金 沢 区 福 浦 一 丁 目 ほか	便 所、 散 策 路、 広 場、 植 栽、 休 憩 所 等	98,441
---------------	-----------------------	-------------------------------------	--------

」

に 改 め る。

横浜市告示第 303 号

タッチーくんグッズ売払代金の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、タッチーくんグッズ売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
特定非営利活動法人 さかえ区民活動支援協会 理事長 片岡 喜久江	栄区桂町 279 番地の 29	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

---

公 告

---

横浜市公告第 241 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地  
鶴見区大黒町 18 番の 17 の一部、18 番の 18、18 番の 51 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 4 その他

この公告により指定する形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 58 条第 5 項第 12 号に該当する。

横 浜 市 公 告 第 242 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 5 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
青 葉 区 荏 田 西 一 丁 目 3 番 の 1 及 び 3 番 の 2 の 各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
セ レ ン 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横浜市公告第 243 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（平成 29 年 5 月横浜市公告第 320 号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地  
鶴見区末広町 1 丁目 4 番の 3 及び 4 番の 6 の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染状況調査の対象地の試料採取等を行う区画の選定等を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、当該省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壤溶出量基準に適合することを確認したため。

横浜市公告第 244 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（平成 29 年 12 月横浜市公告第 895 号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地  
鶴見区末広町 1 丁目 4 番の 3、4 番の 4 及び 4 番の 6 の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
クロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染状況調査の対象地の試料採取等を行う区画の選定等を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、当該省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壤溶出量基準に適合することを確認したため。

横浜市公告第 245 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和元年 7 月横浜市公告第 148 号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地  
鶴見区末広町 1 丁目 4 番の 4 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
クロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染状況調査の対象地の試料採取等を行う区画の選定等を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、当該省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壤溶出量基準に適合することを確認したため。

横浜市公告第 246 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和元年 12 月横浜市公告第 524 号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地  
鶴見区末広町 1 丁目 4 番の 6 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
クロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染状況調査の対象地の試料採取等を行う区画の選定等を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、当該省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壤溶出量基準に適合することを確認したため。

横 浜 市 公 告 第 247 号

公 園 の 一 時 利 用 停 止

横 浜 市 公 園 条 例 ( 昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号 ) 第 3 条 第 1 項  
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 利 用 を 一 時 停 止 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に  
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	一 時 利 用 停 止 の 区 域 及 び 面 積	一 時 利 用 停 止 の 態 様	一 時 利 用 停 止 期 間
小 港 一 丁 目 公 園	中 区 新 山 下 三 丁 目 5 番 の 97	別 図 の と お り 3,650 m <sup>2</sup> の う ち 683 m <sup>2</sup>	立 入 禁 止	令 和 5 年 5 月 1 日 か ら 令 和 5 年 12 月 31 日 ま で

別 図 ( 省 略 )

横浜市公告第 248 号

建築許可申請に係る公開による意見の聴取の開催

株式会社ケーユーホールディングス代表取締役社長板東徹行から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 7 項ただし書きの規定に基づく建築許可申請があったので、同条第 15 項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、令和 5 年 5 月 9 日までに横浜市建築局建築指導部市街地建築課に申し出なければならない。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

1 建築物の建築の計画

(1) 申請地

港南区港南台 8 丁目 7 番の 1、26、27、28、29、37

(2) 許可対象用途

自動車修理工場

(3) 敷地面積

1,636.47 m<sup>2</sup>

(4) 建築物の概要

建築面積 1,109.42 m<sup>2</sup>

延べ面積 2,613.55 m<sup>2</sup>

構造規模 鉄骨造・地上 4 階建て

高さ 15.35 m

2 公開による意見の聴取の日時

令和 5 年 5 月 25 日午後 7 時

3 公開による意見の聴取場所

港南区港南台八丁目 14 番 29 号

日の峰自治会館

横 浜 市 公 告 第 249 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、常盤台みどりが丘建築協定を認可した。

その建築協定書は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において  
一般の縦覧に供する。

令 和 5 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市公告第 250 号

横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の  
縦覧

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、横浜国際港都建設道路事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 施行者の名称  
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
横浜国際港都建設道路事業  
3・4・12号鴨居上飯田線（本宿・二俣川地区）
- 3 事業施行期間  
昭和 63 年 5 月 20 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
旭区さちが丘、二俣川 2 丁目及び本宿町地内
  - (2) 使用の部分  
旭区本宿町地内
- 5 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課  
横浜市道路局建設部建設課

横浜市公告第 251 号

横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の  
縦覧

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、横浜国際港都建設道路事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 施行者の名称  
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
横浜国際港都建設道路事業  
3・2・2号羽沢池辺線（羽沢・菅田地区）
- 3 事業施行期間  
平成 5 年 3 月 5 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
神奈川区菅田町、羽沢町及び羽沢南二丁目地内  
緑区鴨居町地内
  - (2) 使用の部分  
神奈川区菅田町及び羽沢町地内
- 5 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課  
横浜市道路局建設部建設課

横浜市公告第 252 号

横浜国際港都建設公園事業の事業計画変更に係る図書の  
縦覧

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、横浜国際港都建設公園事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 施行者の名称  
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
横浜国際港都建設公園事業  
3・3・1008 号羽根沢公園
- 3 事業施行期間  
平成 30 年 1 月 19 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
戸塚区名瀬町地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 5 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課  
横浜市環境創造局みどりアップ推進部緑地保全推進課

横浜市公告第 253 号

横浜国際港都建設公園事業の事業計画変更に係る図書の  
縦覧

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、横浜国際港都建設公園事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 施行者の名称

横浜市

2 都市計画事業の種類及び名称

横浜国際港都建設公園事業  
5・5・1004 号舞岡町公園

3 事業施行期間

平成 30 年 1 月 23 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

戸塚区舞岡町及び吉田町地内

(2) 使用の部分

なし

5 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市建築局企画部都市計画課

横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地整備課

横浜市公告第 254 号

横浜国際港都建設公園事業の事業計画変更に係る図書の  
縦覧

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、横浜国際港都建設公園事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 施行者の名称  
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
横浜国際港都建設公園事業  
7・3・102 号二ツ池公園
- 3 事業施行期間  
平成 26 年 11 月 11 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
鶴見区駒岡一丁目及び獅子ヶ谷一丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 5 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課  
横浜市環境創造局みどりアップ推進部緑地保全推進課

横浜市公告第 255 号

横浜国際港都建設公園事業の事業計画変更に係る図書の  
縦覧

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、横浜国際港都建設公園事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 施行者の名称  
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
横浜国際港都建設公園事業  
9・6・1202号都筑自然公園
- 3 事業施行期間  
昭和 59 年 10 月 23 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
旭区上白根町字後谷、字小池及び字三谷、川井宿町並びに都岡町地内  
緑区三保町字大上、字東谷及び字南谷地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 5 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課  
横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地整備課

横浜市公告第 256 号

横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の  
縦覧

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用  
する同法第 62 条第 1 項の規定により、横浜国際港都建設道路事業の  
事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第 2 項  
の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

1 施行者の名称

横浜市

2 都市計画事業の種類及び名称

横浜国際港都建設道路事業

3・3・11号環状3号線（南戸塚地区）

3・3・27号国道1号線（関連外郭部）

3 事業施行期間

昭和 63 年 2 月 12 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

戸塚区戸塚町字十ノ区及び字十一ノ区地内

(2) 使用の部分

なし

5 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市建築局企画部都市計画課

横浜市道路局建設部建設課

横浜市公告第 257 号

横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の  
縦覧

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、横浜国際港都建設道路事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 施行者の名称  
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
横浜国際港都建設道路事業  
3・3・11号環状3号線（戸塚地区）  
3・4・5号戸塚大船線（関連外郭部）
- 3 事業施行期間  
平成 3 年 3 月 29 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
戸塚区戸塚町字六ノ区、字七ノ区、字八ノ区、字九ノ区、字十一ノ区及び字十二ノ区地内  
栄区長沼町字改正ノ三地内
  - (2) 使用の部分  
戸塚区戸塚町字六ノ区及び字七ノ区地内  
栄区長沼町字改正ノ三地内
- 5 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課  
横浜市道路局建設部建設課

横浜市公告第 258 号

横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の  
縦覧

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、横浜国際港都建設道路事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 施行者の名称  
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
横浜国際港都建設道路事業  
3・3・26号川崎町田線（大熊地区）
- 3 事業施行期間  
平成 2 年 3 月 6 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
港北区新羽町字大竹耕地地内  
都筑区大熊町字下川根、字下土腐及び字宮原地内
  - (2) 使用の部分  
都筑区大熊町字下川根、字下土腐及び字宮原地内
- 5 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課  
横浜市道路局建設部建設課

横浜市公告第 259 号

横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の  
縦覧

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、横浜国際港都建設道路事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 施行者の名称  
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
横浜国際港都建設道路事業  
3・3・16号桂町戸塚遠藤線（上倉田戸塚地区）
- 3 事業施行期間  
平成 7 年 7 月 14 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
戸塚区上倉田町字表、字表ノ前、字三本松、字西見谷、字八幡谷及び字堀内並びに戸塚町字二ノ区、字三ノ区、字四ノ区、字四丁目及び字五丁目地内
  - (2) 使用の部分  
戸塚区上倉田町字表ノ前及び字三本松並びに戸塚町字二ノ区及び字三ノ区地内
- 5 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課  
横浜市道路局建設部建設課

横浜市公告第 260 号

横浜国際港都建設道路事業の変更に係る事業の施行  
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用  
する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設道路事業  
に係る事業計画変更の認可の告示があったので、同法第 66 条の規定  
に基づき、その施行について次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
横浜国際港都建設道路事業  
3・3・16号桂町戸塚遠藤線（上倉田戸塚地区）
- 2 施行者の名称  
横浜市
- 3 事務所の所在地  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
戸塚区上倉田町字表、字表ノ前、字三本松、字西見谷、字八幡谷及び字堀内並びに戸塚町字二ノ区、字三ノ区、字四ノ区、字四丁目及び字五丁目地内
  - (2) 使用の部分  
戸塚区上倉田町字表ノ前及び字三本松並びに戸塚町字二ノ区及び字三ノ区地内

横浜市公告第 261 号

横浜国際港都建設都市高速鉄道事業の事業計画変更に係る  
図書の縦覧

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、横浜国際港都建設都市高速鉄道事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

1 施行者の名称

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

2 都市計画事業の種類及び名称

横浜国際港都建設都市高速鉄道事業  
第 7 号相鉄・東急直通線

3 事業施行期間

平成 25 年 1 月 7 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

神奈川区羽沢町字長谷及び字天屋地内並びに港北区綱島東一丁目並びに箕輪町一丁目、箕輪町二丁目及び箕輪町三丁目並びに日吉本町一丁目地内

(2) 使用の部分

神奈川区羽沢町字長谷、字聖天、字天屋及び字大道並びに三枚町字上天屋、字向原、字向天屋、字天屋、字矢崎、字帷子坂、字八反町及び字西ノ脇並びに菅田町字川向、字根廻及び字富士下地内並びに港北区鳥山町字砂田及び字向判下並びに岸根町字砂田並びに新横浜一丁目、新横浜二丁目及び新横浜三丁目並びに大豆戸町字道念前、字堤根、字塚田及び字下土浮並びに菊名七丁目並びに大倉山一丁目及び大倉山三丁目並びに大曾根一丁目並びに樽町二丁目並びに綱島東一丁目、綱島東二丁目及び綱島東四丁目並びに綱島西六丁目並びに箕輪町二丁目及び箕輪町三丁目地内

5 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市建築局企画部都市計画課

横 浜 市 公 告 第 262 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 5 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 6 月 20 日 第 2022 開 1706 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
西 区 高 島 一 丁 目 1 番 2 号  
三 井 不 動 産 レ ジ デ ン シ ャ ル 株 式 会 社  
執 行 役 員 横 浜 支 店 長 岡 本 達 哉
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 青 葉 台 二 丁 目 15 番 の 36 か ら 15 番 の 38 ま で

横 浜 市 公 告 第 263 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 11 月 10 日 第 2022 開 1406 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
瀬 谷 区 阿 久 和 西 四 丁 目 10 番 地 の 1  
田 中 靖
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
瀬 谷 区 阿 久 和 西 三 丁 目 42 番 の 4 、 43 番 の 9 、 43 番 の 10 及 び 43 番  
の 31 から 43 番 の 36 ま で

横浜市公告第 264 号

開発行為に関する工事の完了  
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。  
令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和 4 年 12 月 20 日 第 2022 開 1117 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
港北区新横浜二丁目 12 番地の 11  
株式会社 K S マテリアル  
代表取締役 日下勝美
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
港北区新羽町 544 番の 1 及び 545 番の 1

横 浜 市 公 告 第 265 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2023 ・ 1 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 5 年 4 月 14 日
- 3 道 路 の 幅 員  
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
21.57 m
- 5 指 定 の 場 所  
鶴 見 区 上 の 宮 二 丁 目 374 番 の 2
- 6 申 請 者 の 氏 名  
瀧 川 ミ ツ

横浜市公告第 266 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 45・24 号
- 2 廃止年月日  
令和 5 年 4 月 13 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
81.80 m
- 5 廃止の場所  
瀬谷区宮沢二丁目 16 番の 12 地先から 25 番の 11 地先まで及び 16 番の 22 地先から 25 番の 16 地先まで

横 浜 市 公 告 第 267 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 5 年 4 月 7 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
7.44 m
- 4 廃 止 の 場 所  
金 沢 区 洲 崎 町 67 番 の 3 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 268 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 5 年 4 月 13 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

38.19 m

4 廃 止 の 場 所

旭 区 川 島 町 1,879 番 の 1 及 び 1,879 番 の 2 の 各 一 部

横浜市公告第 269 号

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、川向町南耕地地区土地区画整理組合から、次のとおり理事の氏名及び住所の届出があった。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

退任した理事

氏 名	住 所
小 金 井 幹 夫	都 筑 区 川 向 町 180 番 地

横浜市公告第 270 号

土地区画整理組合の定款変更の認可

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 組合の名称  
川向町南耕地地区土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成 30 年 3 月 23 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区  
都筑区川向町の一部及び東方町の一部
- 4 事務所の所在地  
都筑区川向町 356 番地
- 5 設立認可年月日  
平成 30 年 3 月 23 日
- 6 変更の内容（事務所の所在地）

変 更 前	変 更 後
都筑区川向町 356 番地	中区弁天通 2 丁目 21 番地特定非営利活動法人横浜まちづくり支援の会内

- 7 変更認可年月日  
令和 5 年 4 月 25 日

---

区 告 示

---

戸 塚 区 告 示 第 2 号 ( 令 和 5 年 4 月 13 日 掲 示 済 )

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 ぐ み さ わ な か 団 地 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 13 日

横 浜 市 戸 塚 区 長 國 本 直 哉

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	田 中 寿 和 戸 塚 区 汲 沢 三 丁 目 2 番 1 - 151 号	三 枝 香 戸 塚 区 汲 沢 三 丁 目 2 番 4 - 424 号

戸塚区告示第 3 号（令和 5 年 4 月 13 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、富士見ヶ丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 4 月 13 日

横浜市戸塚区長 國 本 直 哉

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	蒲ヶ原 昇 戸塚区深谷町 1,610 番地の 30	石川 祐二 戸塚区深谷町 949 番 地の 12

---

水 道 局

---

横 浜 市 水 道 局 企 業 職 員 の 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 に 関 する 規 程 の 一  
部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 5 年 4 月 25 日

横 浜 市 水 道 事 業 管 理 者  
水 道 局 長 山 岡 秀 一

水 道 局 規 程 第 5 号

横 浜 市 水 道 局 企 業 職 員 の 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 に 関 する  
規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

横 浜 市 水 道 局 企 業 職 員 の 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 に 関 する 規 程 ( 平  
成 4 年 3 月 水 道 局 規 程 第 4 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 3 条 第 1 項 第 1 号 ア 中 「 第 3 号 」 を 「 第 4 号 」 に 改 め 、 同 号 イ  
中 「 第 4 号 」 を 「 第 5 号 」 に 、 「 第 6 号 」 を 「 第 7 号 」 に 改 め 、 同  
号 ウ 中 「 第 7 号 」 を 「 第 8 号 」 に 、 「 第 9 号 」 を 「 第 10 号 」 に 改 め  
る 。

第 4 条 第 1 号 ア 中 「 第 3 号 」 を 「 第 4 号 」 に 改 め 、 同 号 イ 中 「 第  
4 号 」 を 「 第 5 号 」 に 、 「 第 6 号 」 を 「 第 7 号 」 に 改 め 、 同 号 ウ 中  
「 第 7 号 」 を 「 第 8 号 」 に 、 「 第 9 号 」 を 「 第 10 号 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 し 、 こ の 規 程 に よ る 改 正 後 の 横 浜  
市 水 道 局 企 業 職 員 の 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 に 関 する 規 程 の 規 定 は 、  
令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 適 用 す る 。

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第 11 号

直接請求に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項、同条第 11 項、第 5 条第 1 項及び同条第 15 項の規定による選挙権を有する者の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数、3 分の 1 の数及び総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市選挙管理委員会

委員長 齊藤 雅英

50 分の 1 の数	62,680 人
6 分の 1 の数	522,332 人
3 分の 1 の数	1,044,663 人
選挙区ごとの 3 分の 1 の数	
鶴見区	79,638 人
神奈川区	67,970 人
西区	28,926 人
中区	40,261 人
南区	55,396 人
港南区	60,842 人
保土ヶ谷区	57,345 人
旭区	69,078 人
磯子区	46,401 人
金沢区	55,393 人
港北区	98,809 人
緑区	50,160 人
青葉区	86,191 人
都筑区	58,122 人
戸塚区	78,346 人
栄区	34,504 人
泉区	42,832 人
瀬谷区	34,457 人

総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の

1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数  
491,749 人

---

正 誤

---

令和 5 年号外第 6 297 ページ下から 4 行目「「記号及び文書番号に代わる管理がなされている」」は「第 1 項第 3 号の「記号及び文書番号に代わる管理がなされている」」の誤り。

令和 5 年号外第 6 298 ページ 6 行目「押印の廃止」は「押印の全部又は一部の廃止」の誤り。

令和 5 年号外第 6 298 ページ 12 行目及び 13 行目  
「  
により施行する電磁的記録を除く。）  
14 行政文書の施行（規程第 24 条から第 27 条まで）の項」  
は、

「  
により施行する電磁的記録を除く。）  
(ウ) 身分又は資格を表す行政文書  
14 行政文書の施行（規程第 24 条から第 27 条まで）の項」  
の誤り。

令和 5 年号外第 7 号 21 ページ 31 行目及び 32 行目「「第 55 号及び第 6 号」」は「「第 124 条第 1 項第 55 号及び第 56 号」」の誤り。

令和 5 年号外第 7 号 21 ページ 32 行目「「第 51 号及び第 52 号」」は「「第 124 条第 1 項第 51 号及び第 52 号」」の誤り。